吸収分割に係る事後開示書面

2020年4月1日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
リンクスクエア新宿7階
株式会社Aiming
代表取締役社長　椎葉　忠志

東京都新宿区西早稲田二丁目21番12号
株式会社ドキドキグルーヴワークス
代表取締役社長　村井　清次

株式会社Aiming（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ドキドキグルーヴワークス（以下「承継会社」といいます。）は、2020年2月14日付吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、分割会社がゲーム事業の拠点として運営する大阪スタジオにおいて営む事業に関して有する権利義務等を分割会社から承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いましたので、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項を、以下のとおり開示いたします。

1　吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2　分割会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、分割会社にとって簡易吸収分割（会社法第785条第1項第2号、第784条第2項）に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による差止請求手続はおこなっておりません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、分割会社にとって簡易吸収分割（会社法第785条第1項第2号、第784条第2項）に該当するため、反対株主の株式買取請求の手続はおこなっておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本件分割について異議申述の公告を行いましたが、分割会社において、会社法第 789 条の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3　承継会社における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、承継会社にとって簡易吸収分割（会社法第 796 条第 2 項柱書、第 1 号ハ、同項第 2 号）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求手続はおこなっておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、承継会社にとって簡易吸収分割（会社法第 796 条第 2 項柱書、第 1 号ハ、同項第 2 号）に該当するため、反対株主の株式買取請求の手続はおこなっておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 26 日付の官報により、債権者に対して本件分割について異議申述の公告を行い、知れている債権者に対して個別催告を行いましたが、同条第 1 項の規定により本件分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4　本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、分割会社及び承継会社との間で締結した 2020 年 2 月 14 日付吸収分割契約に基づき、分割会社がゲーム事業の拠点として運営する大阪スタジオにおいて営む事業に関して有する権利義務等を吸収分割承継会社に承継させました。なお、これにより承継した資産の額は 5,645 千円、負債の額は 0 円（いずれも推定値）です。

5　会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件分割の変更登記申請は、2020 年 4 月 13 日に行う予定です。

6　その他、本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上